

支部ニュース

2016年4月 No. 509

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0014 文京区関口1-8-6-202
Tel.03-5227-8255 Fax03-5227-8257 郵便振替 00130-6-87399

- 2000万署名の達成と戦争法廃止・憲法明文改悪の阻止に向けて・・・・・・・・須藤正樹
- ベローチェ事件和解成立のご報告・・・・・・・・三浦佑哉
- 郵政65歳解雇裁判についての緊急要請書 署名ご協力お願いします・・・・・・・・萩尾健太
- 総会決議執行に行ってきました・・・・・・・・萩尾健太
- 高校生の政治的活動制限（届出制・許可制）に反対する
～決議のご報告と、協力の呼びかけ～・・・・・・・・仲里歌織
※高校生の政治的活動制限（「届出制」「許可制」等）に反対する
- 「松川資料ユネスコ世界記憶遺産登録を推進する会（略称・推進する会）」
に参加の呼びかけ・・・・・・・・鶴見祐策
- 映画「夢の間の世の中」を観て・・・・・・・・荒井新二
- 「澤藤統一郎先生の若手弁護士へのメッセージ」を読んで・・・・・・・・平松真二郎
- 新人紹介
※入団のご挨拶・・・・・・・・木村真実
※労働事件を労働者側に立って闘う弁護士、さらには、
社会権力に立ち向かう弁護士に・・・・・・・・市橋耕太
- 新任の挨拶
※新任あいさつ・・・・・・・・長尾宜行
※事務局次長就任のご挨拶・・・・・・・・仲里歌織
※東京支部事務局次長就任のご挨拶・・・・・・・・大久保修一
- 三月幹事会報告
※支部メーリングリスト参加のお願い



2000万署名の達成と戦争法廃止・ 憲法明文改悪の阻止に向けて

支部長 須藤 正樹

- 1 2015年9月19日の参議院での自公与党による「戦争法」案の強行可決から6カ月余りが過ぎました。圧倒的多数の憲法研究者、内閣法制局元長官ら、最高裁判所元長官ら、全国すべての弁護士会などから違憲立法であるとの声があがり、多数の世論が強行に反対などしていたにもかかわらず、安倍内閣は一内閣の判断で採決を強行し、戦後60年余り確立してきた政府の憲法9条解釈と「専守防衛」の立場を投げ捨てました。古賀誠元自民党幹事長の言葉を借りれば、「過去の戦争への反省もなく、深みのある議論もなく、先人や先達が積み重ねてきた選択への敬意もなく」「それによってもたらされることへの責任と覚悟もないまま」採決を強行し、我が国の「将来に重大な禍根を残す」事態を招来させました。
- 2 この戦争法は、16年3月29日施行され、我が国は、アメリカ等に協力して、集団的自衛権行使という他国の戦争への参加、後方支援と言う名の多国籍軍等への兵站支援、紛争当事者化したPKOでの治安維持任務や「駆け付け警護」などの武力行使などを世界中で行えるようになり、また平時からの米軍に対する武器等の防護や物品役務の提供、武器を使った在外邦人保護措置もできるようになり、さらには「同盟調整メカニズム」という名の日米戦争指令部を作るところまで進もうとしています。ところが安倍内閣は、いまだに「戦争法」ではないと言い張り、法施行とともに具体化予定であった、南スーダンでのPKOの武力行使任務の追加、弾薬提供など米軍支援を広げる日米物品役務相互提供協定の国会提出、多国籍軍への兵站支援の基地にアフリカ北東部・ジブチを強化する予算提案、米艦等防護の実施など、すべて秋以降に先送りして、目くらまし作戦に出ています。すべては16年7月に予定されている参議院選挙で多数をとり参議院でも自公など改憲勢力で3分の2多数を占めたいという党利党略的意図からでているものです。
- 3 のみならず安倍首相は、「戦後レジームからの脱却」を標榜し、自らの2期目の最終自民党総裁任期である18年9月までに憲法9条などの明文改憲をするため、16年5月26、27日の伊勢志摩サミット後に衆院解散をして衆参同日選挙を強行して大勝し、一気に明文改憲に必要な衆参各3分の2超え多数による3年近く議席が固定した改憲国会体制をつくろうと目論んでいます。そのため、「同一労働同一賃金」とか「残業規制」などを言い出して選挙対策の誤魔化しをする一方、憲法改正1000万人賛同署名（ネットワーク）に取り組む「日本会議」と連携して国民投票の準備をし、同時に各地方議会で改憲意見書採択を進めて採択は33都府県議会（16年2月時点）にまで及んでいます。最近では目指すべき「改憲条項」として、緊急事態条項の新設をあげ、憲法改悪のルールを敷こうとしています。しかし、災害対策やテロなど有事対策はあらかじめ法律で自治体や警察などに権限を与え準備させておくのが本筋で、憲法停止規定をつくるのは、独裁的国家体制を生む重大な危険をはらむものであることは、ナチスのワイマール憲法を失効させた歴史等から明らかです。
- 4 今、私たちは日本国憲法体制が、否定されようとする時代、安倍内閣が進める「美しい日本国」という名の「戦争する国づくり」、「企業が世界で最も活躍できる国」という名の「格差と貧困の拡大」をもたらす社会改悪措置に直面しています。しかし、世界は軍事同盟主流ではなくアセアン

の東南アジア友好協力条約のような平和外交戦略こそ重要であり、9条を生かした平和外交と民生援助の経済的協力こそ、今の世界にふさわしい国際貢献です。軍事には軍事で対抗することは大きな犠牲と不信、軍拡競争やテロを生む悪循環しかもたらさないことは、ISや北朝鮮のような非道な組織が生まれているのを見れば明らかです。同時に、格差と貧困の広がり世界的であり、新自由主義による投資優先・規制緩和一辺倒の政治は行き詰まり、アメリカ大統領選挙候補者選びに見るように既成勢力は左右から批判の的となっています。このような批判対象のひとつである安倍暴走政治を止めるために、私たちは、今年のあの戦争法案反対をした全国数百万人の運動を基礎に、戦争法廃止、野党共闘をめざす運動を各地で広げ、地道に2000万署名に取り組んでいます。また憲法改悪など悪法・悪政を批判する学習会を開き、世論に訴え、幅広い国民各層の共感を生み出すことも重要です。この歴史的な2016年を悔いなく戦い抜きましょう。

ベローチェ事件和解成立のご報告

代々木総合法律事務所 三浦 佑哉

1 はじめに

本件は、コーヒーチェーン大手「カフェ・ベローチェ」千葉店に勤務していた原告（当時29歳女性）が不当な雇止めを受けたことから、運営会社である株式会社シャノアールに対して、雇止め無効による地位確認、未払賃金、精神的慰謝料の支払を求めて、2013年7月23日、東京地裁に提訴した事案である。

2 訴訟における原告の主張

(1) 労働契約法19条1号又は2号に該当する

雇止めされるまで、3ヶ月間の労働契約を19回更新し、4年11ヶ月もの間働いてきたこと、店舗で唯一の正社員である店長が不在の場合には、「時間帯責任者」として店長に代わって店舗を管理しており、その業務は店舗の根幹かつ恒常的であること、契約更新手続きが形骸化していたこと、組合と会社間で原告については上限なく契約更新することの合意がなされたこと等から、労働契約法19条1号又は2号に該当する。

(2) 改正労働契約法の悪用は明らか

店長が会社からの通達に基づき原告に雇止め予告をした2012年3月23日は、「無期転換ルール」が盛り込まれた労働契約法の改正案が国会に提出された日であった。

会社側は、当初店長や部長が、法律の改正に伴う措置である旨述べて以降、一貫して、4年の上限導入と労働契約法改正との関係を否定している。しかし、上限を導入したタイミング、店長や部長の発言、会社が当該措置の合理的な理由を説明できていないこと等からすれば、会社の真の理由が「無期転換ルール」の適用を回避するためであることは明白である。そして、かかる理由による上限導入及びそれに基づく雇止めが、「有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図る」という労働契約法18条の趣旨を没却し、無効と解されるべきことは当然である。

(3) 「鮮度が落ちる」発言による人格権侵害

会社は、団体交渉を行うごとに上限導入の理由を変遷させており、それらが苦し紛れの後付け理

由であることは明らかである。

もっとも、2（3）で触れた「鮮度が落ちる」という趣旨の発言は、シャノアールの「本音」としか考えようがない。

原告は、記者会見で、「大好きなお店だから働き続けてきました。なのに、やめさせる理由として『鮮度』という言葉を使って、魚や野菜のようにモノ扱いされ、人としての価値まで奪われました・・・。」と涙ながらに話した。また、「ただ4年で人を使い捨てにするだけではなく、女性をモノ扱いし、年齢を重ねた女は、必要ないと言われたことが、私に裁判を決意させる決め手となりました。」とも語っている。

3 極めて不当な地裁判決

東京地裁19部（吉田光寿裁判官）は、原告の雇用期間・契約更新回数、業務内容の恒常性については原告の主張を認めたものの、正社員との同一性を認めず、かつ、契約更新手続の厳格さ、雇用継続を期待させる言動について原告が主張するところを認めず、労働契約法第19条1号及び2号の適用を否定し、本件雇止めは有効であるとした。また、被告の交渉担当者による「鮮度」発言についても、相当性を欠くきらいはあるとはするものの、交渉の際の一部の言動をとらえて不法行為の成否を判断すべきではない、人格を傷つける意図があったことを認めるに足りる証拠がないなどとして、違法な発言とまでは評価できないと不法行為責任を否定した。

本判決が、労働契約法第19条1号・2号の適用を否定した理由に、原告の少ない勤務日数を挙げていることからして（一審では全く争点になっていなかったにもかかわらず）、吉田光寿裁判官が、学生アルバイト等のアルバイト従業員の雇用を法的に保護する必要性は乏しいとの価値観を大前提に、本件判決をしたことは明らかである。形式的には労働契約法第19条1号・2号の要件の検討をした形を整えつつも、そのような独自の価値観に立って、自らが考える結論に適合的な証拠のみを引用し、それと抵触する事実と証拠については一切無視して、同条号の適用を否定したのである。

また、被告の交渉担当者による「鮮度」発言や雇用継続の合意の反故につき不法行為責任を否定した点についても、文脈や経緯はどうであれ、原告の人格や存在そのものを侮蔑するものであり、法的に違法とまでは評価できないとの判断は、著しく公平さを欠く判断と言わざるを得ない。

本判決は、被告の組織的かつ脱法的な雇止めを容認し、原告の権利を踏みにじるものであり、極めて不当な判決であった。

4 高裁での勝利的和解の成立

原告は控訴し、たたかいはの場は控訴審に移った。2回の口頭弁論期日を経て結審なされたものの、その後の和解協議の場で高裁の裁判官から、「原審が労契法19条2号該当性を否定したことには問題があると考えている」旨の発言が飛び出した。そして、高裁の裁判官から和解の提案がなされ、その提案を元にした和解が2016年2月16日に成立した。

その和解の内容は、口外禁止条項との関係で、支援者や支援団体への口頭での報告を除き、①本件紛争が円満に解決したことを相互に確認し、以後相互に相手方を非難する言動及び相手側の社会的信用を損なう行動を行わないことを確認する、②労働契約は平成25年6月15日の満了を持って終了していることを相互に確認する、③被控訴人は、控訴人に対して、解決金を支払う、という限りでしか公表できないため、ご了承いただきたい。

もっとも、会社の女性に対する一定の解決金の支払いは、雇止め及び「鮮度発言」について会社が責任を認めたも同然であり、また、女性も「尊厳が回復されたと感じている。勝利に近い和解だった。」と語っており、この和解は勝利的和解と十分評価できるものである。

昨今の雇用環境の悪化、格差と貧困の拡大に伴い、学生にとってのアルバイトは生活と学業を維持するために不可欠なものであり、雇用継続を望む労働者を保護すべき必要性が大きいことはフルタイム労働者と同様である。今後、残念ながらこのような紛争がますます増えてくるものと思われる。本件の解決が今後のそのような紛争に生かされることを望むとともに、非正規労働者、アルバイト労働者の権利と尊厳を守るため、これからも全力で頑張っていきたい。

実働弁護団は、東京法律の笹山会員、あかしあの大久保会員、旬報の佐々木会員、東京東部の西田会員、私です。

郵政 65 歳解雇裁判についての緊急要請書 署名ご協力をお願いします

渋谷共同法律事務所 萩尾 健太

「個人差があるため 65 歳を過ぎても必ず業務の能力が落ちるとは限らないが、個別に判断するのは煩雑であり、解雇権濫用法理が類推適用されると紛争のリスクがあるため、就業規則を改定して、期間雇用社員は 65 歳を更新限度としたことには合理性がある」というのが地裁判決でした。

「煩雑」？それが公共サービスである郵便事業に長年低賃金で貢献してきた期間雇用社員にかけるべき言葉でしょうか。

「紛争のリスク」？裁判で解雇が適法か違法か、白黒はっきりさせるのは当然の権利行使であり、それを回避するために就業規則を変えてしまうのは脱法行為です。

非正規雇用労働者は、65 歳になっても年金は少なく、退職金はゼロ、賃金は長年勤めても低いままなので、解雇されると到底生活できません。また、働く意思のある者は働かせることが、これからの高齢化社会では望まれています。就業規則による解雇権濫用法理の脱法が認められてしまうことは、多くの労働者に悪影響を及ぼします。

こんな判決は許せない！2011 年 9 月末に郵便事業会社に解雇された非正規雇用労働者 10 名は、現在、東京高裁に控訴して闘っています。2 月には、郵政本社前で一週間の座り込みも敢行しました。東京高裁では、和解含みの展開となっています。

高裁なので、いつ裁判が終結するか、分からない状況です。多くの皆さんの声で、解雇された労働者の要求を実現する解決を勝ち取るため、別紙の緊急要請書へのご署名、何卒よろしくをお願いします。

総会決議執行に行ってきました

事務局長 萩尾 健太

2月の支部総会では、憲法、基地問題、教育、刑事訴訟法改悪、労働の5つの決議を採択しました。その内容は支部HPに掲載されていますので、ご覧ください。

決議や声明の執行は、関係機関・団体への郵送で行っていますが、支部執行部としては、それだけではなく直接決議を持って行って要請もするよう努めています。

今回の決議についても、刑事訴訟法改悪については東京三弁護士会、基地問題については防衛省に支部役員が持っていきました。

1 刑事訴訟法改悪について

ご存知のとおり、盗聴法拡大・司法取引導入を内容とする刑事訴訟法改悪案は、昨年の国会で衆議院を通過し、参議院の法務委員会で継続審議とされました。今国会で、予算審議の終了後、この4月にも審議入りすると言われていています。法務委員会では、ヘイトスピーチ法案が先議とされてきたのですが、法務省と警察庁から、刑事訴訟法改悪案をさっさと通せ、との圧力がかけられており、自民党側は強行採決も辞さない構えと言われていています。

困ったことに、取調の部分可視化を引き替えに、日弁連がこの刑事訴訟法改悪案を推進しています。

そこで、私たち法律家の独自の任務として、弁護士会に働きかける必要があるのではないか、と考へ、昨年11月に続いて、今年2月の決議について、東京三会の担当副会長への面談を申し入れました。

しかし、ちょうど年度末の役員交代のための業務の引き継ぎで多忙である、と言うことで、東弁と一弁の担当副会長は会って頂けませんでした。そこで、3月9日に、支部三役で、両会の役員室の受付に決議を渡し、理事者会での検討をお願いしました。

他方、同日、二弁の担当副会長は支部三役と会って頂きました。応接室で10分程度懇談しました。二弁では海渡先生がこの盗聴法・司法取引についても共謀罪と一体のものとして批判されているとのことで、当方の決議についても理解をしていただき、刑事法制委員会で検討して下さいとのことでした。市民団体でも反対運動がある、ということに興味を示されたので、市民集会のチラシなどを追加資料として後日提出しました。

2 基地問題について

沖縄の辺野古米軍基地建設反対と普天間基地の撤去、そして東京の横田基地オスプレイ配備・機能強化反対と撤去を求める決議を総会で採択しました。その執行としては、防衛省とアメリカ大使館に行くのがよからう、と執行部で話し合いました。

11月14日月曜日の事務局会議終了後に、長尾幹事長と私で行くこととしましたが、諸般の都合で、アポを取るのが、前週の金曜日になってしまいました。

すると、防衛省は、一週間以上前に言ってもらえないと、入り口のところで書面を受け渡すだけの対応になる、とのことでした。



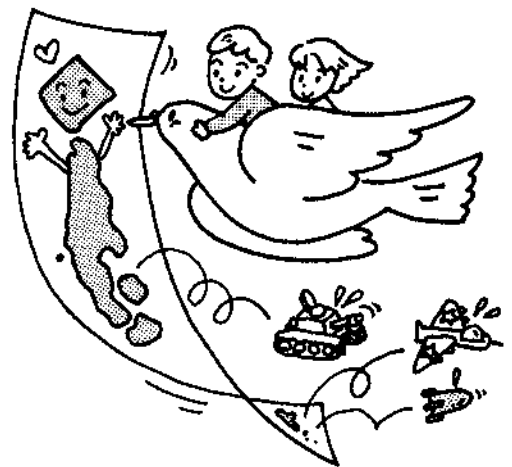
アメリカ大使館に至っては、一週間以上前でないとう会することもできない、とのことでした。警戒をしているのか、それとも我々を被植民地の土民として見下しているのか、分かりませんが、何事も一週間以上前に行動しなければならないということを学びました。

仕方がないので、アメリカ大使館へは行かず、防衛省にだけ行くこととしました。

防衛省は市ヶ谷にあり、すぐに建物が建っているのではなく、ゲートから見た風景は山のある公園のようで、広大な敷地の奥に建物があるようでした。業者など多くの人が入り口の受付で通行証をもらって出入りしていました。長尾幹事長と私は、ゲートのところで防衛省地方協力室の担当者呼び出しました。やって来た担当者に決議文を手渡し、辺野古の米軍基地建設を止めさせるように、防衛省としても働きかけるべきこと、集团的自衛権を先取りする横田での日米共同機能の強化に反対すべきことなどを訴えました。担当者は、決議文を持って帰り機関で検討する、と述べていました。

これをもって任務終了でしたが、帰り際に防衛省の守衛に声を掛け、記念撮影をしてよいか尋ねました。守衛は、私たちが観光客だと思ったのか、気軽にOKしてくれましたので、撮影して来ました。

今後も、このようになるべく決議を直接交付して執行して要請を行って行きたいと思います。



高校生の政治的活動制限（届出制・許可制） に反対する～決議のご報告と、協力の呼びかけ～

事務局次長 仲里 歌織

本年7月に予定されている参議院選挙から18歳選挙権が実施されますが、これに伴い、文科省は昨年10月29日高校生の政治活動に関する新たな通知を出し、さらにその後Q&Aを出しました。

かかる通知及びQ&Aは、学校内で「政治的活動」等を行なうことを禁止するとともに、学校外についても「届出制」を容認するなど、政治活動の自由（表現の自由、集会結社の自由等）、思想良心の自由等を著しく侵害するものです。

ところが、既に通知及びQ&Aを踏まえ、愛媛県立の全59高校は4月から「届出制」に校則を改定する旨報道されており、また、全国の各高校でも検討が進められ、4月の入学のタイミングで校則が改定されることも十分考えられる状況です。

団東京支部は、このような情勢を踏まえ緊急に、通知が重大な憲法違反であって容認できない旨の決議（3月23日幹事会で採択）を発表するとともに、都内全高校宛に決議を発送し、適切に対応するよう要望しましたので、報告させていただきます（決議は後記のとおりです）。

かかる問題につき、今後も、団支部として力を入れて取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひ幹事会にご参加の上、一緒に活動頂ければ幸いです。

高校生の政治的活動制限（「届出制」・「許可制」等） に反対する

1 2015年6月、選挙権年齢を満18歳以上とする公職選挙法改正が行われ、本年7月の参議院選挙から実施される。18歳選挙権の実施に伴い、文部科学省初等中等教育長は、1969年10月31日に文部省初等中等教育局長が出した「高等学校における政治的素養と政治的活動について」と題する通達を廃止し、2015年10月29日に「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」と題する通知（以下、「10.29通知」という）を出した。さらに、2016年2月には10.29通知に関するQ&Aを出している。

10.29通知では、学校内の「政治的活動」等を行うことを禁止し、学校外についても学業への支障等を理由として制限・禁止・指導をすることが必要であるとし、Q&Aにおいては、「選挙運動、政治的活動、投票運動は構内では禁止する」旨学校が校則で定めることを容認している。さらに、SNSや学校外の生徒の活動についても把握の必要を認め、学校外での「政治的活動」等の届出制についても、「政治的活動」等は、必要かつ合理的な範囲で制約を受けるとし、これを容認している。また、SNS等で対立候補やその支持政党等を誹謗中傷することに加え、そのおそれが高いものも制限や禁止が

必要であるとしている。

しかしながら、10. 29通知及びQ&Aの内容、それを踏まえた校則変更の動きは、以下詳述するとおり憲法で保障される高校生の政治活動の自由等を侵害するものとして許されない。

自由法曹団東京支部は、自由と民主主義の実現を求めて活動してきた法律家団体として、かかる政治活動の自由等の侵害に反対する。

2 10. 29通知及びQ&Aの問題点

(1) 「政治的活動」の概念の問題、「おそれが高いもの」を制限禁止している問題

ア そもそも、今回の通知で示された「政治的活動」の定義が、不明確かつ広汎である。10. 29通知では、「政治的活動」を「特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く」と定めている。

「目的」と「効果」による定め方をしているが、いかなる行為が「援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような効果」をもたらすのか、判断は困難である。この点、第189回国会・政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会（参議院会議）で、「政治的活動とは何なのか」「特定の政党を支持する活動ではなく特定の政策や理念への支持を訴える、このような活動は政治的活動に当たるのか。例えばですけれども、脱原発とか消費税反対とかあるいは憲法改正と、こういった特定の政党の支持を訴えるものではなくて政策の主張や支持を訴えるものは、これは政治的活動と言えるのでしょうか。」との質問に対し、政府参考人からは「御指摘いただいた様々な活動につきましても、その目的や影響、さらには特定の政党との関わりの具体的な内容等を見ながら、個々具体的に判断していくべきものと考えております」と回答されているのであり、当該行為が「政治的活動」に該当するか否かの判断は一律ではなく、判断が極めて困難である。

また、「政治上の主義・施策」も対象に含まれているため、単に「消費税が上がる」と苦しい。消費税の増税は反対だ。」等と、SNSで発信することまでこれに含まれてしまうことになりかねない。

イ Q&Aでは「SNS等に対立候補やその支持政党等を誹謗中傷することに加え、そのおそれが高いものも制限や禁止が必要である」としているが、そもそも候補者や政党等はその政策に対して常に批判を受けながら政策を見直していくあるいは説明を十分に尽くすことが当然に予定されているところ、「誹謗中傷」の「おそれが高い」ものも「制限・禁止」されてしまうのであれば、どこまで踏み込めば「おそれが高い」と判断されるのか不明であるため、政策への批判も困難になってしまう。

ウ このようにそもそも、何が「政治的活動」に該当するのか不明であり、また、その対象も広汎であるのに、それを校内では「禁止」し、校外では「制限・禁止・指導」することになれば、高校生は委縮してしまう。また、「おそれ」という抽象的な概念をもって「制限や禁止」されることになれば、政治的な事柄について何も発言・発信・行動できなくなることも予想されるものであり、高校生の政治活動の自由等

を侵害するものとして許されない。

(2) 「政治的活動」等を「禁止・制限・指導」の対象とすることの問題

政治的な事柄について発言・発信し、行動する等の政治活動の自由は、本来、表現の自由、集会結社の自由（憲法21条1項、子どもの権利条約13条1項、同15条1項）、意見表明権（子どもの権利条約12条1項）として最大限保障されなければならない。表現の自由は、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという意味でも、また、言論活動によって政治的意思決定に関与するという民主政に資する社会的な意味においても極めて重要な権利である。特に政治活動の自由は、民主主義及び国民主権の根幹とも言うべきものであり、政治活動の自由の侵害は許されない。

この点、国連・子どもの権利委員会による第2回勧告（2004年）では「学校内外で生徒が行なう政治活動に対する制限を懸念する（29項）」「18歳未満の子どもが集会に参加する際に親の同意を必要とする点についても懸念する（29項）」とされ、また、表現の自由、思想良心の自由、集会結社の自由の完全な実施を確保するため、「学校内外で生徒が行なう活動を規制する法律・規則、集会への参加に親の同意を必要とする点を見直すよう勧告する（30項）」とされ、政治活動に対する制限の見直しが求められているところである。

したがって、「政治的活動」等を「禁止・制限・指導」の対象としていることは、政治活動の自由等への侵害として許されない。

(3) 届出制・許可制の問題

ア 届出制・許可制は、思想良心の自由（憲法19条、子どもの権利条約14条1項）を侵害するものとして許されない。

届出制に関しては、愛媛県立の全59高校では2016年度から校則を改定し、校外での政治活動の参加について学校への事前届出制を義務化することを決めたと報じられ、「好ましくないと判断すれば指導はするが、生徒の意思を尊重する」との校長のインタビュー回答が報じられている。また、同県の教育委員会は、校内での政治的活動への参加を原則禁止し、校外で参加する場合は1週間前に保護者の許可を得て届け出ることを内容とする校則の変更例を作成して研修会で配布したと報じられている。

憲法は、思想良心の自由として、特定の思想を有していることを外部に表明させられない権利を保障しているところ、「政治的活動」を行うには「許可」や「届け出」が必要になれば、特定の政治上の主義主張、施策への賛成・反対等特定の思想について、学校に表明することを強制させられることになる。

これは、思想良心の自由の侵害として許されない。

イ 許可制・届出制は、政治活動の自由を侵害するものとして許されない。

上述の校則変更例のように「保護者の許可」「1週間前の届け出」が要件とされれば、直前に知ったデモや集会への参加が極めて困難になる。特に最近では、デモを見てそれに共感した高校生が飛び入り参加をすることも珍しくない。デモを見て共感した者が参加し、それによって相互に社会問題への関心を高め、つながり、学びあっていくこと、共に社会に問題提起をすることは、民主主義において極めて重要であるところ、上記要件を課すことは参加を事実上困難にするものであり、重大な権

利侵害である。

政治は流動的なものであり、それに応じて集会やデモも緊急的に開催されることは往々にあるのであるから、届け出を義務付けること自体、政治活動への参加の機会をはく奪するものと言わざるを得ない。

そもそも、学校に自己の政治上の主義主張や施策への賛成・反対等特定の思想を知られたくない生徒は、「政治的活動」そのものを断念することも考えられるのであり、極めて問題である。

届出制・許可制は、思想良心の自由への侵害（届け出ること）を避けるために政治活動の自由への侵害（参加を断念すること）を受け入れるか、逆に、政治活動の自由への侵害を避けるために思想良心の自由への侵害を受け入れるかを迫るものであり、人権侵害が甚だしい。

ウ 事前抑制の禁止に反するものとして許されない。

上述の新聞報道では、「好ましくないと判断すれば指導する」との回答も報じられている。事前に内容を見て、参加をとどまるよう「指導」することは、事前抑制の禁止に反するという点でも許されない。

学校と生徒とのパワーバランスを考えれば、事前に届け出の内容を見て、「指導」を受けることで、生徒は委縮してしまい、活動を断念することも考えられ、極めて問題である。

3 以上のとおり、許可制・届出制等による政治活動の制限は、政治活動の自由等の侵害として許されない。この点、「T - n s S O W L」や「平和な未来をつむぐ高校生の会」等の高校生グループからも「高校生にも声をあげる自由がある」、届出制は「憲法19条の思想良心の自由に違反する」等として届出制に反対の声があがっているところである。

自由法曹団東京支部は、民主主義及び国民主権の根幹ともいうべき政治活動の自由等の侵害に強く反対するとともに、文科省は通知を撤回すること、既に届出制の方針を示した愛媛県立高校は直ちに方針を改めること、各教育委員会及び現在方針を検討中の高校においては届出制・許可制等による政治活動の制限が重大な人権侵害であることを認識し政治活動の制限を行わないことを求める。

2016年3月23日
自由法曹団東京支部
支部長 須藤 正樹

「松川資料ユネスコ世界記憶遺産登録を推進する会（略称・推進する会）」に参加の呼びかけ

第一法律事務所 鶴見 祐策

団報157号に松川裁判の特集がある。1999年発行の「事件50周年記念号」である。それから17年も経つが、権力や資本に立ち向かう裁判では、今でも「松川のように闘おう」とか「闘いは法廷の外へ」とかが言われる。団の作風として生きている。

米軍の占領下の福島で起こされた列車転覆致死事件である。20名の労働者が被告とされた。戦後最大の冤罪事件と紹介される場合があるが、正確とは言えない。20人の無実を知らながら警察と検察により捏造された権力犯罪であった。米軍の反共政策に存分に利用された。真犯人も占領軍の影が濃い。

最大の特徴は何かと言えば、「共産党が犯人」のデマ色で染まった中で裁判が進められたことであろう。赤旗はじめ真実を伝える報道は強権をもって封じられた。法廷では無罪が明らであったにも拘わらず、2度にわたり死刑・無期を含めた有罪判決が言渡された。

やがてウソの証拠や物的証拠の隠蔽などが暴露されるにつれて大衆的な救援運動が広がっていった。広津和郎氏ら著名人による判決批判が力を添えた。「公正裁判」を求める世論が包囲するなかで、最高裁を未曾有の10日間の大法廷弁論を開かせるまでに追い込んだのである。検察が隠し続けた無実の物証「諏訪メモ」も法廷に顕出された。最高裁は、有罪判決を破棄し差戻した。仙台高裁が無罪。検察の再上告の棄却によって全員の無罪が確定した。権力犯罪の責任追及の訴訟でも国家賠償が勝ち取られた。

政治的な謀略が背景の事件で完全無罪は世界でも稀であるが、国家権力の責任まで認めさせた事例は皆無と言ってよい。

この14年に及ぶ刑事裁判に関わった団の先輩たちの苦闘の歴史は言うまでもないが、仙台をはじめ全国から大勢の弁護士が、ひたすら正義を愛する立場から、冤罪を許さないとの一心から、自らの思想信条を超えて弁護団にはせ参じられた事実も特筆に値しよう。

いま福島大学の新築図書館の一角にこれらの裁判記録も含めて松川運動に関わる膨大な資料（約10万点と言われる）が遺漏なく収集され、大切に保存されている。そして誰でも利用可能な状態で公開されている。

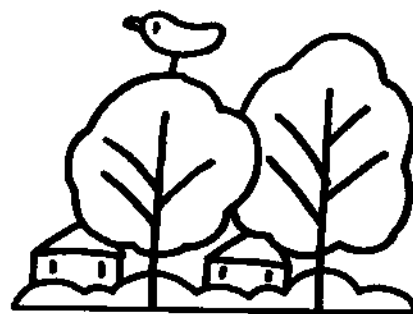
そのなかに「諏訪メモ」や広津和郎氏ら著名人の要請文、無罪を言渡した門田実裁判長の手控え、最高裁の調査官の報告書、それから獄中から支援を呼びかけた被告らの筆跡が残る手紙など貴重な記録の実物が保管されている。

事件現場の「松川の塔」には「人民が力を結集すると如何に強力になるかということの、これは人民勝利の記念塔」と刻まれている。これらの資料は、私たちが後世へ伝えるべき二つとない「記憶遺産」と言えよう。

「推進する会」の発足にあたり、呼びかけ人に大学関係、学者・研究者・文化人・ジャーナリスト、弁護士・法曹関係、市民運動、救援会関係など多彩な約260名の方々が加わっておられるが、さらに賛同者を募り、世論を喚起して事業遂行の条件を万全な形で整えていきたいと思う。そして2019年の登録を目標に活動を進める方針である。

事業の遂行には財政的な裏付けが欠かせない。概算2000万円の規模を想定している。この趣旨の賛同する個々人の自主的な判断と裁量による浄財に頼らざるを得ない。募金の額は一口5000円を目

途とし、できる限り2口以上で応募いただければと考えている。この団支部ニュースと一緒に「推進する会」から、この運動の目的と組織の運営を紹介する冊子「松川資料のユネスコ世界記憶遺産への登録を是非とも実現させましょう」が各位あてに配布されている。そこに「推進する会」あての「払込取扱票」が同封されている。ぜひ積極的に受け止めていただきたいと思います。



映画「夢の間の世の中」を観て

東京合同法律事務所 荒井 新二

袴田 巖氏の映画を観た。映画はよく観るが、法廷モノや裁判ドラマはどうも仕事モードになってしまい敬遠している。が、この袴田氏の映画（金 聖雄監督）は違ふと聞いて過日東中野のポレポレ劇場に出かけた。元ボクサーで死刑囚の袴田氏が再審開始決定で釈放された後を実写したものであった。どんな映画でもふだんは上映開始後半時間のうちに眠る癖がある（最近席がふわふわで気持ちいいし、なによりシルバーで安い）。この映画ではそうならなかった。

ここで袴田 巖氏の事件のことを急いで記しておこう。袴田氏は清水市の味噌製造会社役員家族4人の事件が発生した1966年に逮捕され、1・2審死刑判決。80年に最高裁判決で死刑確定、その後幾度かの再審請求を経て2014年3月に再審開始決定という経過をたどった。実に獄中48年である。開始決定は、「捜査機関により捏造された疑いのある重要な証拠により有罪とされ、極めて長期間死刑の恐怖の下で身柄を拘束されてきた。(略)これ以上、袴田氏に対する拘置を続けるのは耐え難いほど正義に反する状況にある」と述べて異例にも即時釈放を敢えて行った。

カメラは淡々と氏の釈放後日常を細部にわたって追う。狭い室内をひきづるようにして前方下を見ながら歩を進ませるその姿はリングに向かう老いた勇者を思わせる。半世紀のわたる拘禁生活と80才ほどの実年齢を思うと驚異的なことである。一般囚と違って死刑囚に室内運動が許されているとは言え、無罪獲得の闘志抜きには考えられないことだ。カメラは袴田氏が天空に向かって何か印綬を結ぶかのような所作をとらえる。それに添って発せられる言葉は意味のとり難い呪文のようだ。あれはリング上のレフリーがカウントするときの姿勢か、勝者のポーズなのか。呪文のような言葉は、天上の存在とのふたりだけの交信か。私には地上の無罪判決にかかわらない、超現実の審廷で最終的な判決を自らが下しているように思える。

袴田氏は無罪にいたる闘いを確信していた。が無残にも冤罪に陥れられ確定死刑囚となった。めげずにさらに挑戦を再審で続けるが、それは酷刑の恐怖と無念さとのない交ぜとなったながいながい時間であっただろう。その果てしない最大級の緊張の高みからついに向こう側の異界に突き出てしまったように思える。

映画の題名「夢の間の世の中」は、リアルと超現実との淡い交差を暗示し、両者が地続き（シームレス）ではあることを明るみに出しているのではないか。題名と一緒に冒頭から何度も映しだされる満月は、天空にあって異様に明るい光を放つ。袴田氏の孤絶した心中をうつし出している。その放つ光は冴えわたって下界の世間を隈無く照らしていることだろう。

次の一節は、氏が健常であった時の獄中日誌（の一部）である。

「月光は何故か／私に希望と安らぎを与えるものである／それはあの月を娑婆でも／多くの人が眺めていると思う時／月光を凝視することによって／その多くの人と共に自由であるからである」

ここに諦観や混乱は（未だ）ない。静溢な胸中と人々との共振が嘘飾なく語られている。孤独な月光の先には熱い人々との連帯と確信がある。

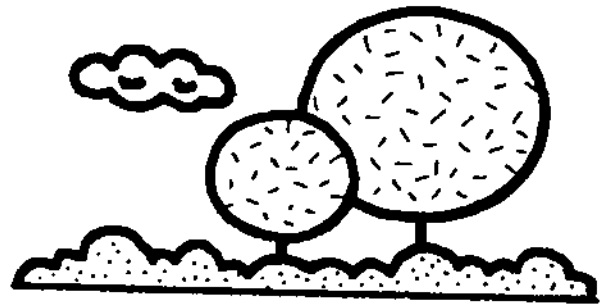
もうひとつ、その後と思われるもの。

「さて、私も冤罪ながら死刑囚／全身にしみわたって来る悲しみにたえつつ／生きなければならない／そして死刑執行という未知のものに対する／果てしない恐怖が／私の心をたとえようもなく冷たくする

時がある／そして全身が木枯らしにおそわれたように／身をふるわせるのである／自分の五感さえ信じられないほどの／恐ろしい瞬間があるのだ／しかし私は勝つのだ」

袴田氏はこんどは場違いな法廷というリングに無理矢理押し上げられたが、そこでも一貫して闘魂溢れるファイターであった。身体を鍛えあげてを忘れず、雪冤のためのベストをつくし、そのあげくの死刑判決にも挑み続け、なおのぼり詰めていった。その後の心身の変調を「拘禁性ノイローゼ」と簡単に言い放つことは許されない。えん罪に対する死刑判決とその後のながい死刑囚の閉じられた生活、恐怖と無念さ。「全身にしみわたってくる悲しみ」は到底われわれの想像力が及ぶところではない。このような「事態」は法の名によって国家暴力が惹起しうることを、現下の情勢に立ちつつ、よくよく考えなければならない。「耐え難いほど正義に反する」とは言うもおろかなことであろう。

カメラは足許で動き回る掃除ロボット「ルンバ」をみる袴田氏の表情を喪ったかのような顔を映しだすが、その対比は秀逸である。そして鮮烈で悲しい。過ぎ去っていったながい年月が想起される。映画のなかで秀子さんとの同居生活やえん罪仲間の激励のうちに袴田氏の表情がなごみ柔和さを取り戻す一瞬がある。ボクシングの試合をみる眼はかって年間19戦をこなしたファイターの鋭さを湛えている。その五感が恐怖に堪え得て強靱さを失っていないことを感得できる。秀子さんの明るく包容力のある、が凜とした愛情が奇跡に近い果実を産み出しつつある。1日も早い無罪確定と袴田氏の日々の平安を祈らずにはいられない。



「澤藤統一郎先生の若手弁護士へのメッセージ」 を読んで

城北法律事務所 平松 真二郎

2016年3月中旬、萩尾事務局長から電話がありました。要件は支部ニュース2月号に掲載された澤藤統一郎先生の若手弁護士へのメッセージに対する返書を書いてもらいたいというものでした。そのとき支部ニュース2月号は読んでいませんでしたが、まあ書いてもよいかと安易に引き受けました。

電話が終わって澤藤先生はどんなことをお書きになっているのだろうと、支部ニュース2月号を見たところ……その内容に圧倒されました。自由法曹団の弁護士としてのあり方が凝縮されている。いやはやどうしたものか。澤藤先生のメッセージに返書を書くだけの能力は私にはない。東京「君が代」裁判弁護団の誰かに肩代わりさせよう、とも思いました。自分には荷が重いので澤藤先生が駆け出し時代を過ごされた南部事務所の若手がよいんじゃないかと返書の役割を返上することも考えました。どうしようか考えあぐねている間に、締め切りが間近に迫り、どうしようか文章の構想もまとまらないまま、この原稿を書いています。

読者の皆さんは澤藤先生が「澤藤統一郎の憲法日記」というブログを毎日更新されていることをご存知と思います (<http://article9.jp/wordpress/>)。小学生以来日記など続いたことがない私にとっては、日々書き続けることの大変さはいかほどのものか、そのことだけでも敬服するばかりです。しかも、その内容は、ただ更新されているだけでなく、日々の問題を掘り下げてご自身の意見を公表するもので、そのらの新聞の社説のように歯切れの悪い玉虫色の結論でお茶を濁すようなものではありません。

ブログには、澤藤先生ご自身が被告として訴えられたDHCスラップ訴訟の顛末が現在まで第74弾にわたって掲載されています。政治とカネの問題について自らのご意見を公表し、それに対する資本による攻撃にさらされても、なお、澤藤先生ご自身は筆を緩めることなく、資本と政治の癒着の構造に切り込んでいく。これも澤藤先生が「権力や資本に抗い、社会的同調圧力にも妥協しない」という弁護士の使命を実践されているのだと思います。澤藤先生が45年にわたって重ねてきた実践があるからこそその「弁護士人生とは捨てがたく楽しい」という境地。いつかたどり着きたいものです。

私は2006年登録ですからこれまで10年近く弁護士として活動してきました。自分の意思で弁護士という生き方を選んだはずですが、澤藤先生のメッセージを読んで「自分の生き方を自分で決めて、自分の責任で自分の流儀を貫く」ことができているか、「誰にもおもねることもないこの立場」を捨てていないか、「器用に立ちまわってカネや権力や名声を得よう」としていかないか、自由法曹団の弁護士として、「在野に徹して、権力や資本に抗い、社会的同調圧力にも妥協しないことで、社会の期待に応えなければならない」にもかかわらず、権力や資本におもねってはいらないか、鋭く問われて立ちすくんでいます。

ひとまず紙幅が尽きます。なぜ、自分が弁護士という生き方を選んだのか、そして、弁護士として何故自由法曹団の弁護士として生きることを選んだのか、その生き方を貫いているか、恥ずかしくない実践を積み重ねて、いつの日か若手弁護士にその問いを鋭く問いかけられるような弁護士に成長することを約束して返書としたいと思います。

新人紹介

入団のご挨拶

日野市民法律事務所 木村 真実

昨年入団しました木村真実(まさみ)と言います。僕が生まれた当時白鳥事件の支援をしていた母が、どなたかが言った「真実は一つだ」という言葉に感動し、子どもの名前にしたと聞いたことがあります(本人に確認したところ覚えていませんでした)。

登録15年目で入団した、「遅れてきた新人」なので、ご挨拶は遠慮したいと申し出たのですが、せっかくの機会だからという事務局の言葉に甘えて自己紹介をさせていただきます。

埼玉県に生まれ、平和学の研究者になることを志して大学では国際政治のゼミにいました。勉強をさぼって研究者になることをあきらめ、大学の近くの市役所に就職しました。しかし、市役所でも仕事ができずに半年で辞めることにしたのですが、その際、課長に「司法試験を受けます」と大見得を切ってしまう。アルバイトをしながら5年間受験生活を送り、53期司法修習(浦和、弁護修習は埼玉東部法律事務所)を経て2000年から日野市民法律事務所にて在籍しています(現在は事務所代表ということになっており、売り上げも気にする立場です)。

家族は、学生時代に結婚式を挙げ、一緒に仕事を辞めてしまった同業の連れ合いと3人の子どもがいます。同期の笹山団員に倣って言えば、分担割合は僕の主観的には6:4、連れ合いの主観的には3:1くらいでしょうか。

修習中から刑事事件と子どもの事件に関心があり、登録と同時に同期と取り組んだ痴漢冤罪事件を始め否認事件、裁判員事件を含む刑事事件を多くやってきました。現在は触法障がい者の地域での支援に関心を持っています。また、少年事件や子どもの福祉に関する事件にも積極的に取り組んできたつもりで、現在は子どもの貧困に関心があります。弁護士会多摩支部でも、刑事弁護員会、子どもの権利に関する委員会を中心に活動してきました(現在は憲法プロジェクトチームにも参加しています)。

弁護団事件では、登録当初から取り組む道路の事業認可取消事件が3件目(圏央道あきる野事件では取消が認められました)、登録3年目から10年間取り組んだ七生養護学校事件や日の丸君が代事件などの教育裁判、現在取り組んでいる国立などの住民訴訟事件等に参加してきました。

最近では、離婚、成年後見や相続財産管理など家事事件の割合が増えていましたが、昨年からは甲府の病院の仕事を事務所の窪田弁護士から引き継ぎ、新境地に挑戦しています。

運動面では、2007年から3年間生活の中心だった「Live!憲法ミュージカル in さんたま」が忘れられません(2017年5月の再演が決まっています)。

自分の原点である憲法と平和が危うい今、先輩方に学び、若手に刺激を受けつつ、自分なりにできることを模索していきたいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

労働事件を労働者側に立って闘う弁護士、さらには、 社会権力に立ち向かう弁護士に

東京合同法律事務所 市橋耕太

皆様、はじめまして。東京合同法律事務所の市橋耕太と申します。

私が弁護士を目指したのは、法学部だったし、普通の会社は性に合わないし…といったこともございますが、本当の意味で弁護士を志すようになったのは、労働法を勉強するようになった時からです。対等とはいえない労働者と使用者の力関係を法規制と判例によって修正してきた歴史。その背景には度重なる裁判があり、大衆運動があったこと。そこでは弁護士と労働者が力を合わせて闘ってきたこと。これらを学び、弁護士には裁判と運動を通して人々の権利を勝ち取る力があり、同時にその使命が課せられていると感じました。この時から、労働事件を労働者側に立って闘う弁護士、さらには、社会権力に立ち向かう弁護士になろうと考えるようになりました。

その思いをより強固なものにしていったのは、先輩弁護士との出会いでした。ロースクール時代には、過労死事件を数多く手掛ける先生のお話を聞き、「生活していくための労働で人が死ぬ」という事態に大きな矛盾を感じました。労働事件以外でも、決してお金にはならない弾圧事件に数十人の弁護士が弁護団を組んで取り組む姿、福島原発事故の被害救済のために省庁や東電に対し要求を突きつける姿は、まさに私が目指すところの、権力に立ち向かう弁護士そのものでした。しかも、皆さんがそういう活動を苦とせず（実際には苦はあると実感しているこの頃ですが…）、誇りを持って取り組んでいるように見えました。

そんな折、今の事務所の先輩に言われたのが、「自分が心からやりたいと思えることができ、しかもそれでご飯が食べられる。こんな楽しい仕事はないぞ」「市民の弁護士は必ず市民が食べさせてくれる。安心してこちらに来なさい」という言葉でした。こうして、「自分もこういう弁護士になろう」と決心しました。

後に、それまで自分が出会ってきた尊敬すべき先輩方がほとんど団員であることを知り、また、団の理念・目的も何ら違和感がなく、弁護士になったら当然入団するものだと思っていました（そもそも当事務所は入団が必須なので、特に意思決定する必要もなかったのですが）。こうして、昨年12月に弁護士になるとほぼ同時に、入団させていただきました。

今後の抱負を少しだけ述べさせていただきます。私は弁護士人生を通じて、3つの問題に力を入れて取り組もうと考えています。一つは、先述した、私を弁護士の道に導いてくれた労働問題です。二つ目は、沖縄基地問題の解決です。恥ずかしながら、数年前までは基地問題について深く考えたことはなく、他人事として捉えていました。しかし、この間の基地移設反対運動の大きな盛り上がりに加え、自分自身も沖縄を2度訪れ、知人もできたことで、ようやく基地負担を沖縄に押し付けることへの不正義・不条理を実感することができました。自分自身への戒めを込め、最終的に沖縄から基地を無くすことを目標に取り組むことを宣言いたします。三つ目は、原発の完全廃止に向けた取り組みです。原発は、それが環境に与えるリスクはもちろんのこと、これを運転していく社会構造そのものが、アメリカと財界によって支配されている日本の縮図であると理解しています。これを完全に廃止するまで、尽力したいと思います。

荒井団長はじめ当事務所の先輩方が団で精力的に活動している姿を日頃見ており、また当事務所と団との歴史的な関係はある程度理解しているところです。私もまだまだ未熟ながら、団の中で一生懸命活動させていただき所存です。今後ともどうぞよろしくお願いたします。

新任の挨拶

新任あいさつ

三多摩法律事務所 長尾 宜行

2月の支部総会において開催された第1回の幹事会で、幹事長に選任されました。

年初以来、安倍首相は国会の場で9条2項の改憲を明言していますが、総理大臣が憲法の核心部分に公の場で敵意をむき出しにして憚らないという事態は、かつてなかったことでしょうか。本当に改憲をめぐる事態は緊迫の度を増しています。いま、戦争法の廃止を実現する取り組みと明文改憲阻止のたたかいを結びつけて、旺盛に活動することが求められていると言ってよいと思います。

このような情勢のもと、まずもって、団支部としては、各地の取り組みの交流や情報提供等、ひとりひとりの団員が足を踏み出せるよう、いろいろな形でのサポートができればよいと考えています。そのためにも幹事会を活性化し、さまざまな意見、知恵や工夫を出し合い、豊かな議論のなされる場にしていくことが求められているものと思います。

また、時折団支部として、この首都東京において積極的に旗振り役を務め、全国のたたかいを励ますという役割もあるのではないかと考えています。先だって、団支部は、高校生の政治活動に対する制限の問題について、幹事会決議をあげ、都教委などに要請に赴くとともに記者会見を行ないました。この問題のように、他の民主団体がほとんど声を上げていない問題についても、深く分析し、鋭く問題点を指摘して、たたかいを呼びかけるという役割も団ならではの役割です。

いずれにしても、風雲急を告げる状況下、団本来の役割を十分に果たすことが必要です。そのために、団員諸氏、新執行部の皆さんと力を合わせ、楽しみながら、幹事長の任を果たすべく、がんばりたいと思います。

どうぞ、よろしくお願いたします。

事務局次長就任のご挨拶

東京東部法律事務所 仲里 歌織

この度、事務局次長（担当：教育）に就任しました、仲里歌織（65期）と申します。

中学生の頃にたまたま手にした子どもの権利条約に惹かれ（意見表明権の存在を知ったとき、すごく感動し、子どもの権利条約12条が大好きな条文です）、また、子どもの成長・発達に関心があったことから小学校の教員を目指し、大学は教育学部を卒業しています。

教育実習や学校でのボランティア活動等を通じて、子ども達の置かれている状況の深刻さ（虐待や貧困等）を目の当たりにし、法的な観点から子どもをサポートする人になりたいと、この道を選びました。

このような経緯から、弁護士会では子どもの権利委員会に所属しています。また、弁護士1年目には少年法の検察官関与拡大が問題になったことから、団本部で問題提起をし、意見書作成、ロビー活動、参考人調整、質疑事項の作成などに取り組みさせていただきました。最近では、昨年の教科書問題の際に地域で発足した会に継続的に参加をし、道徳の教科化等にそなえるべく取り組みを進めています。

第1次安倍内閣のときから、準憲法的性格をもつ教育基本法を改悪する等、安倍内閣は教育への介入に並々ならぬ意欲を持っています。安倍内閣が発表した「国家安全保障戦略」では、愛国心育成を「社会的基盤の強化」のために必要であると堂々と打ちだし、戦争をするための国づくりのために教育を位置づけていますので、一連の教育への介入に、担当次長としては、かなりの危機感を持っています。安倍内閣の暴走を止めるには団支部の皆様のお力が不可欠です。担当次長として精一杯取り組みますので、お力添えをいただきたく、何卒よろしく願いいたします。



東京支部事務局次長就任のご挨拶

旬報法律事務所 大久保 修一

この度、東京支部事務局次長に就任しました大久保修一と申します。弁護士2年目、期は67期で、旬報法律事務所に在籍しております。主に労働問題を担当させていただくつもりです。以下では、就任の経緯とともに一言ご挨拶をさせていただきます。

1 就任の経緯

私は、昨年の10月を過ぎた頃、本部現幹事長である当事務所の今村幸次郎弁護士から打診を受けました。打診を受けた当時、私は、ようやく事務所にも馴染めてきたかな、弁護士として一人前になるのは何十年後かな、とつらつら考えながら、事務所で仕事をしていました。

すると、今村弁護士が何気なく、私の席に近づいてきて、私に対して「あなた、最近忙しそうだね。」「まあ、それはそれとして、ちょっと、お願いごとがあるんだけど。団の



東京支部の事務局次長にやらない？」と尋ねてきました。

私も、いずれはそういう話があるかもしれないと心積もりしていたのですが、こんなに早く来るものなのかと、内心驚きながらも、二つ返事で引き受けさせていただきました。

ところが、今年の2月26日・27日に開催された東京支部総会において、事務局次長に就任することとなり、就任の挨拶を終えた後に事件が起きました。

総会后、今村弁護士に改めて挨拶をしたところ、「あなた、そういえば、まだ2年目だったのか。まあ、何とかなるだろ。」と言われたのです。

私としては、「新人だったことを忘れて打診したんですか！」と、突っ込みの一つくらい入れたくなりましたが、それだけ、打診された当時から新人らしからぬ雰囲気をも身につけていたに違いないと前向きに捉えることにしました。

2 思い

昨年、雇用派遣労働者の地位をますます不安定なものとする派遣法改悪を断行した現政権は、今年、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現を目指す考えであると、耳当たりの良い言葉を並べていますが、現実には、企画業務型裁量労働制の拡大や高度プロフェッショナル制度を導入しようとする労基法改悪、解雇の金銭解決制度の導入等、様々な労働法制の改悪が狙われていることはご承知のとおりです。

働く人たちの生活が脅かされることのないよう、労働分野に関して東京支部でも独自の取り組みができるように積極的に提案等したいと考えております。

何卒、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

3 月幹事会報告

●情勢

5野党合意(219)のインパクト大きい

協力進んでる (いま9選挙区で)

2000万署名の進度もポイント

辺野古和解は成果

明文改憲

参院選では争点隠し狙うか?

東京選挙区

乙武氏の動向

安倍首相任期中に改憲とすると原案を審査会、国会、国民投票、でとやると1年半くらいはかかる見通し

改憲作業をやりはじめると解散ができない、ので今解散を狙っている

消費税アップ停止は同日選の前振り

公明党は同日選は避けたくて消費税についていろいろ言ってる

今首相は条文のどこを変えるかを黙ってる

選挙後に信任されたと言って進めるはず
選挙で終わりではなくて、改憲のたたかいがはじまる
団5月集会で決起集会か

●憲法

署名のとりくみ

郵送作戦以降の伸び悩みをどうするか

講演会企画の案内とセットで署名用紙を送る作戦あり

弁護士は打合せ室で頼むと受けてもらいやすい

署名用紙の持ち帰りもお願いすると

お店をやっている人に頼んで多く集まった例あり

やり方（手の問題）の議論の前にやることの大事さをまず一致させる

4・21幹事会で交流会

情勢学習会を行なう

これに向けて署名の取り組み強める

3・30南口宣伝（署名集め）

機材 画板 配布物

取り組み

各事務所の地域で講演会企画など様々

集約しきれてないものも

大学前（若い人）のビラの受取りがよい

卒業式・入学式宣伝

●労働

解散になると残業代ゼロ法案は止まるという関係

改悪派遣法パンフの活用

4・21院内集会→幹事会と重なる

21日に情勢報告

ハローワークの虚偽求人でも

●刑事弾圧

集会・法律家3団体で共催、徹底審議で一致

4月頭までは審議入りしないだろう

が与党は急いでるので4月中旬が山

徹底審議で遅らせれば解散で止まるかも？

14日昼デモをとり組む（救援会から宣伝カー出る）

●教育

高校教科書

夜間定時制廃止

政治活動届出制

声明執行

宛先→学校

4日都庁申入れと記者会見

パンフレット作る→本部とタイアップを頼んでみる

●都政

オスプレイ連続学習会

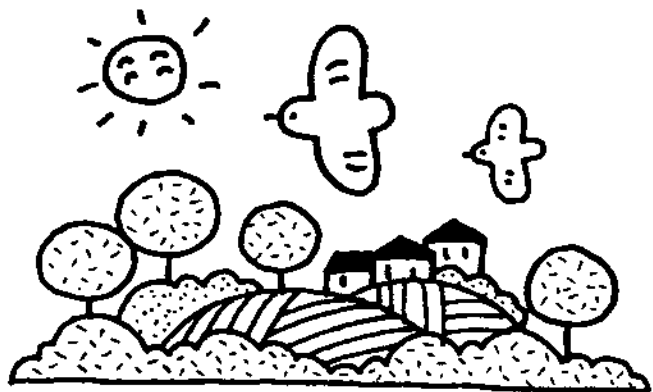
●行事

ソフトボール候補10・28（次候補10・27）

地域幹事会7月北千住、11月日野

※支部メーリングリスト参加のお願い

自由法曹団東京支部では、随時 Fax ニュースを送り、毎月支部ニュースを発行しています。しかし、それだけではなく、個々の団員への適宜の情報提供や双方向での情報流通と問題提起の場として、支部メーリングリスト dantokyoshibu@freeml.com の加入者の拡大と更なる活用を行いたいと考えております。ぜひ、「ML参加希望」として dantokyo@dream.com へてに e メールをご送付ください。よろしくお願ひします。



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、**入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の**精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の**精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年

満年齢	支払対象外期間			
	372日		737日	
	男性	女性	男性	女性
25歳～29歳	993	875	949	843
30歳～34歳	1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳	1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳	2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳	3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳	4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳	6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳	6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3橋本ビル3F
TEL：03（3405）8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL：03（3593）5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)